

平成31年4月における行政センターの組織体制等について

1. 組織体制

現行	平成31年4月から	
<p>平田支所(32人)</p> <p>【支所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域振興課 市民福祉課 	<p>平田行政センター(概ね25人程度)</p> <p>【所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域振興課 市民サービス課 <hr/> <p>平田分室</p>	<p>本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路河川維持課 農林基盤課
<p>佐田支所(14人)</p> <p>【支所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民サービス課 	<p>佐田行政センター(概ね11人程度)</p> <p>【所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民サービス課 <hr/> <p>佐田分室</p>	<p>本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路河川維持課 農林基盤課
<p>多伎支所(13人)</p> <p>【支所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民サービス課 	<p>多伎行政センター(概ね11人程度)</p> <p>【所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民サービス課 	
<p>湖陵支所(14人)</p> <p>【支所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民サービス課 	<p>湖陵行政センター(概ね11人程度)</p> <p>【所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民サービス課 	
<p>大社支所(20人)</p> <p>【支所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民サービス課 	<p>大社行政センター(概ね16人程度)</p> <p>【所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民サービス課 	
<p>斐川支所(42人)</p> <p>【支所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域振興課 空港対策室 市民福祉課 産業建設課 	<p>斐川行政センター(概ね25人程度)</p> <p>【所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域振興課 空港対策室 市民サービス課 <hr/> <p>斐川分室</p> <p>斐川農業事務所</p>	<p>本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通政策課 <p>本庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路河川維持課 農林基盤課 農業振興課(農林基盤課)

※行政センターの所管は、現行どおり、総合政策部とする。

※多伎地域及び湖陵地域の土木関連業務は佐田分室が、大社地域の土木関連業務は本庁が担う。

※現行欄の人数は、平成30年4月1日時点

※人員体制については、見直し後の業務に見合った職員数を配置する。

2. 行政センターと本庁との業務分担（概要）

現在の支所業務		平成31年4月からの 業務分担
分野	主な業務内容	
住民窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・住民登録、戸籍の届出、印鑑登録、埋火葬許可、斎場使用許可等 ・住民票の写し、戸籍証明、印鑑登録証明、所得証明等の発行 ・税、手数料等の納付書発行 ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金等の届出、相談 	従来どおり行政センターで行う。
健康福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、障がい者、高齢者の福祉に関する届出、相談 ・母子、成人、高齢者の健康づくりに関する保健業務 	
防災関係	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災における初動対応業務 	
地域振興関係	<ul style="list-style-type: none"> ・自治協会、コミュニティセンターからの情報収集、地域への情報提供 ・生活バスの運行管理 	
産業関係	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理、商工業、農業、林業に関する業務 	見直し後は本庁で行う。 ※1・※2
建設関係	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、橋梁の維持管理、補修対応、道路除雪、災害復旧業務 	見直し後は本庁で行う。 ※1・※3
環境関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、環境保全、公害等に関する業務 	見直し後は本庁で行う。 ※1

※1 本庁が担当する業務であっても、行政センターでは、一次相談業務や書類の本庁への取次ぎを行う。

※2 斐川行政センターに、斐川地域の農業関連業務を担当する本庁の組織を配置する。

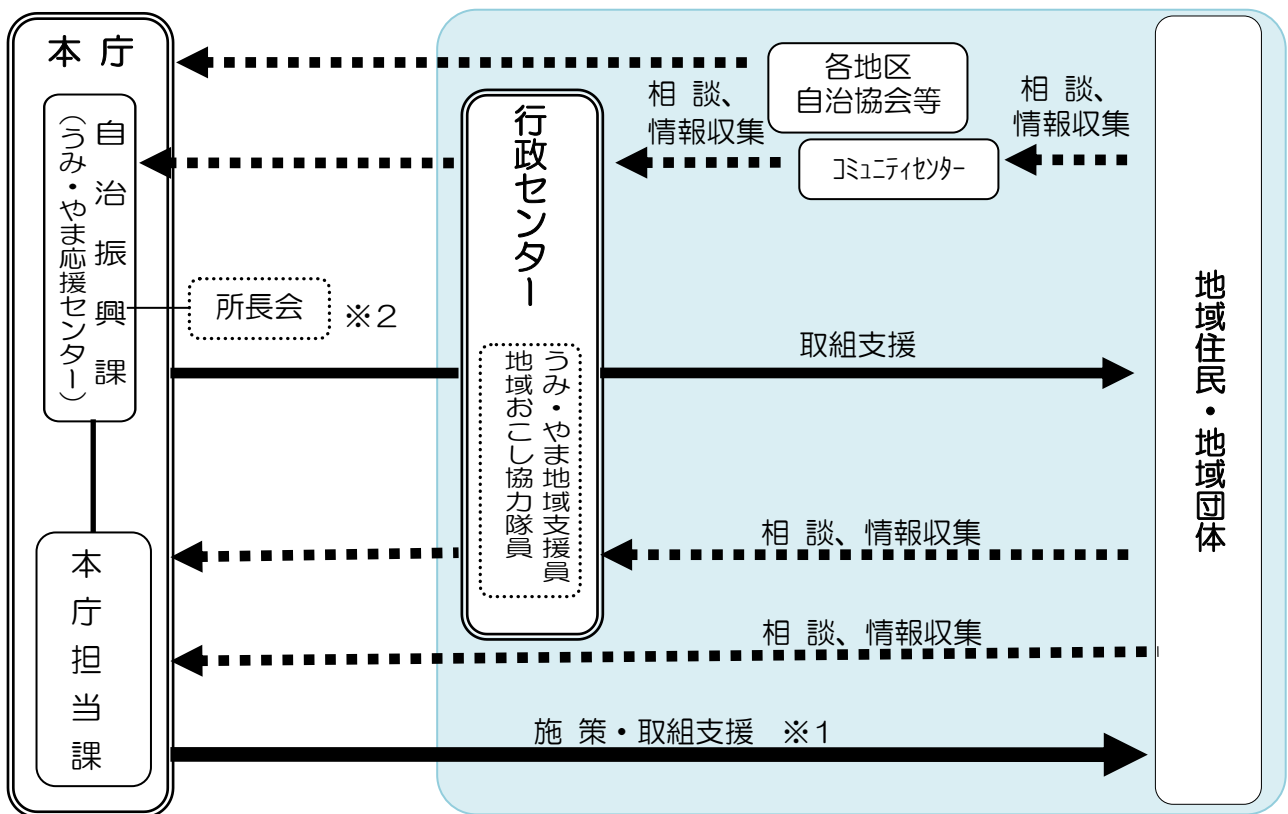
※3 日常的な道路等の維持業務については、当面、平田、佐田及び斐川の行政センターに、道路河川維持課及び農林基盤課の職員が駐在し行う。多伎地域及び湖陵地域の土木関連業務は佐田行政センターの駐在職員が、大社地域の土木関連業務は本庁職員が担当する。

3. 地域のまちづくりにおける行政センターの役割と自治振興課の体制について

(1) 基本的な考え方

- ① 行政センターは、引き続き、住民や自治協会等の相談に対応するとともに、地域の声を本庁につなぐ役割を担う。
- ② 本庁担当課は、地域の声を、施策や行政サービスに反映させるとともに、地域が主体となって行う取組を積極的に支援する。
- ③ 自治振興課内に、自治協会等からの重要な地域課題に関する相談・要請について対応するための体制（地域支援係）を設置し、行政センター、本庁担当課との連携・調整機能を強化する。
- ④ 中山間地域については、自治振興課に設置した「うみ・やま応援センター」が本庁窓口となり、必要に応じて、行政センターに「うみ・やま地域支援員」、「地域おこし協力隊員」を配置し、支援する。

(2) 住民、自治協会等との関わり方の全体イメージ



※1 自治協会等による主体的な地域づくりの取組について、「元気！やる気！地域応援補助金」（平成29年7月新設）等により引き続き支援していく。

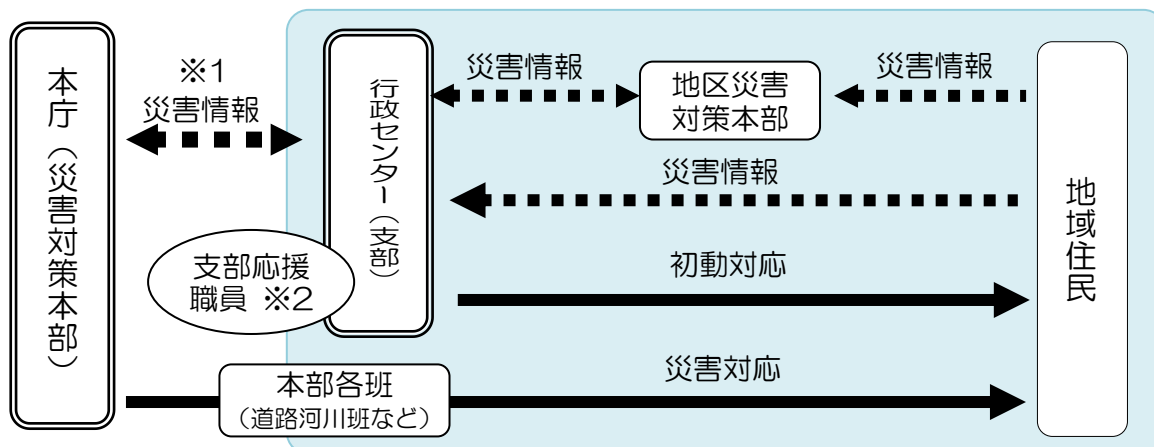
※2 定期的に行政センター所長会を開催し、本庁と地域課題等の情報を共有する。

4. 地域における防災業務について

(1) 基本的な考え方

- ① 支所機能のあり方を検討するにあたっては、地域における災害時の対応を低下させないことが前提である。
- ② 災害時の職員体制については、休日・夜間対応を含め、災害規模、状況等に応じ必要人員を配置する。
- ③ 災害体制における支部（行政センター）の役割は、今までどおり、初動対応業務を担う。

(2) 地域における災害体制の全体イメージ



※1 地区災害対策本部及び地域住民からの災害情報については、これまでどおり、支部が一次集約して整理し、災害対策本部に確実に伝達する。

※2 支部が担う初動対応業務については、行政センター職員のほか、必要に応じて支部応援職員を派遣し対応する。

(3) 災害体制における支部と本部の業務分担

分野	主な業務内容	支部	本部
支部総括	支部災害対策の総括	○	
職員配置	行政センター職員・支部応援職員	○	
災害情報	地区災害対策本部の情報・状況確認	○	
	本部各班との連絡調整	○	
	管轄の消防署・警察等との情報共有	○	
	災害情報のとりまとめ・報告	○	
	住民への注意喚起・広報	○	
災害対応	指定避難所の開錠・初期の運営	○	
	管内の被害状況確認・調査・巡視、応急対応		○道路河川班等
	関係機関との連絡調整		○総務班
	避難所運営		○避難所運営班他
	応急仮設住宅の建築		○建築班
	応急対応用資機材の調達		○調達班
	医療・衛生管理		○医療救護班・環境衛生班

(4) 支部応援職員の体制について

- ① 地域における災害時の対応を強化するため、支部応援職員を増員する。
- ② 準備体制（第1次災害体制）から、支部応援職員をローテーションに組み入れることにより、有事の際の実効性を高める。
- ③ 支部応援職員の資質向上のために防災訓練、研修に参加させる。

※ 支部応援職員とは、災害時に必要に応じて各支部に派遣する職員であり、地域内又は近隣在住職員（支所、防災安全課、道路河川維持課、農林基盤課等以外の職員）の中からあらかじめ人選している。

※ 準備体制（第1次災害体制）とは

- ・ 警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、高潮）の発表もしくは、河川がはん濫注意水位を超える等災害発生危険がある場合
- ・ 震度4程度の地震が発生したとき。

<支部の準備体制（第1次災害体制）について>

	現 行	平成31年4月から
支所（行政センター）職員	3人	2人
支部応援職員	一人 ※必要に応じて派遣	2人 ※初動時から派遣
合 計	3人	4人

参考：地区担当職員について

- ・ 41コミュニティセンター × 2人 = 82人
(多伎及び湖陵コミュニティセンターを除く41コミュニティセンター)
- ・ 地区担当職員については、地域内又は近隣在住職員（支所、防災安全課、道路河川維持課、農林基盤課等以外の職員）の中からあらかじめ人選している。

5. 道路河川維持課及び農林基盤課の分室の設置について

(1) 基本的な考え方

- ① 市道・農道・林道の日常的な維持管理業務については、行政センターに、道路河川維持課及び農林基盤課の職員を駐在（配置）し、業務を行う。
- ② 駐在場所については、各地域における業務量、災害発生頻度、本庁からの移動距離等を考慮し、当面、平田、佐田及び斐川の行政センターに配置する。
- ③ 多伎地域及び湖陵地域の土木関連業務は佐田分室が、大社地域の土木関連業務は本庁が担う。
- ④ 突発的な道路破損、落石、倒木等への対応については、道路河川維持課の駐在職員が初動対応し、必要に応じて本庁職員が応援対応する。
- ⑤ 風水害等の災害への初動対応及び被災状況の把握を行う。
- ⑥ 除雪については、スムーズな対応がとれるよう除雪体制を整備する。
- ⑦ 駐在職員は、日常的な維持管理業務のほか、土木、農林土木関係の文書の受理、取次ぎや身近な相談業務を行う。
- ⑧ 駐在職員を配置しない行政センターにおいても、引き続き、土木、農林土木関係の文書の取次ぎや一次的な相談業務を行う。

(2) 各分室の主な業務内容

- ① 市管理道路（市道・農道・林道）の維持管理と簡易な修繕
- ② 市管理河川の維持管理と簡易な修繕
- ③ 農業用排水路等の維持管理（斐川地域は、斐川農業事務所が担う。）
- ④ 突発的な道路破損、落石、倒木等の初動対応
- ⑤ 風水害等の災害への初動対応
- ⑥ 除雪作業の初動対応
- ⑦ 土木、農林土木関係文書の受理と取次ぎ
- ⑧ 土木、農林土木関係事案の相談業務

(3) 駐在職員の体制等について

	当面の駐在人数
平田分室	4人
佐田分室	4人
斐川分室	3人（農業用排水路等の維持管理は、斐川農業事務所が担う。）